

10月レース 帆走指示書

1、適用規則

セーリング競技規則(RRS) 2021-2024 及び本帆走指示書とする。

2、責任の所在

- 艇と乗組員の安全の確保はオーナーの避けられない責任であり、オーナーは所有艇が十分に艤装され、かつ必要な耐航性を保ち、荒天の海にも適した経験豊かなクルーを乗り組ませるようにしなければならない。オーナーは船体、スパー、リギン、セールおよび全ての備品を確実に整備し、また安全備品が適正に維持格納され、それ等の使用法と置場所を乗組員に熟知させておかなければならない。
- 乗組員は、自己の責任において自身の安全を確保し、落水等のないよう努め、かつ艇と乗組員の安全の確保に努めなければならない。乗組員は、荒天の海にも耐え得る精神力と体力を養い、かつ操艇または作業ができるよう技術を磨き、また全ての装備および安全備品の使用方法と置場所を熟知するよう努めなければならない。
- 何れの艇に乗るか、またレースに参加するか否かは全て各乗組員の責任のみで決定される。
- レース艇がスタートするか否か、またレースを続行するか否かは、全て各艇の責任のみで決定される。
- 参加艇や乗組員の事故(死亡、傷害、沈没、破損等)および第三者に与えた損害については主催団体は如何なる責任も負わない。

3、競技者への通知

レース本部からの通知及び帆走指示書の変更等は、予告信号10分前までに、本部船から通知する。
(L旗掲揚、白板掲示等)

4、レース日程

2023年10月15日(日) 予告信号 AM 10 時55分

5、コース スタート10分前までに以下フラッグで指示する。スタートは矢作ブイ付近とする。

ブルーフラッグ スタート → 第一マーク → 一色ブイ → スタート地点(フィニッシュ)

グリーンフラッグ スタート → 第一マーク → 生田ブイ → スタート地点(フィニッシュ)

ピンクフラッグ スタート→第二マーク→スタートラインのリミットマーク→第二マーク→スタート地点(フィニッシュ)

マークはすべて反時計回りとする。第一マークは、スタート地点から北方向へ約1マイルの地点とする。
第二マークは、スタート地点から南方向へ約1.5マイルの地点とする。

6、マーク

マークはオレンジ色ブイを使用する。

7、本部艇

スタート及びフィニッシュ:コグマ ハルの色 緑色 衣浦ヨットクラブ旗を掲揚する。
連絡先:090-3483-4414(大島)

8、スタート

1)スタートは、RRS26を用いクラス旗は、JASFクラブ旗を使用する。

信号	旗の音響信号	スタート信号までの時間
予告	JASFクラブ旗;音響1声	5分
準備	P旗またはI旗;音響1声	4分
1分前	準備信号の降下:音響1声	1分
スタート	JASFクラブ旗の降下:音響1声	0分

2)スターティングラインはホートの端となるオレンジ色のマークとスタートホートの端となる本部艇のマストに掲揚した衣浦ヨットクラブ旗との間とする。

レース艇はスタート信号後、10分以内にスタートしなければならない。同時刻までにスタートしなかった艇は、DNSとする。

9、個別のリコール

リコール艇があった場合に、本部艇にX旗を揚げ音響信号1声が、発せられる。
掲揚の時間は、すべてリコール艇がスターティングライン、又はその延長線のプレスタート・サイドに完全に入るまで、また規則 30.1(I旗規則)が適用された場合には、それに従うまでとする。

- 10、ゼネラルコール
スタート信号時に、スタートラインのコースサイドにいる艇、もしくは規則 30 の適用を受ける艇を特定できない場合、又はスタートの手順に誤りがあった場合、本部艇にゼネラルコール信号第一代表旗を掲揚し、音響信号2声を発する。第一代表旗は次の予告信号1分前に降下する。
- 11、スタートの延期
スタートの延期は、本部艇にAP旗を掲揚し、音響信号2声を発して通知する。スタート予告信号はAP旗降下1分後とする。
- 12、レースの中止
レースの中止は、本部艇にN旗を掲揚し、音響信号3声を発して通知する。
N旗掲揚した場合は、その日のレースは行わない。
- 13、フィニッシュ
フィニッシュラインはオレンジ色のマークと本部艇のマストに掲揚したKYCヨットクラブ旗との間とする。
- 14、コース短縮　コース短縮はS旗を掲揚した本部艇とマーク(ブイ)を結んだ線をフィニッシュラインとする。
- 15、タイムリミット
タイムリミットは、スタート後 240分とする、またはトップ艇フィニッシュ後60分のどちらか遅い方とする。
それ以前にフィニッシュ出来なかった艇はDNFとする。
- 16、抗議
本レース委員会は抗議を受け付けない、ただし、参加艇や乗組員の事故及び第三者に与えた損害については、主催団体は如何なる責任も負わない
- 17、失格に代わる罰則
RRS 第2章の規則違反については、失格に代わる罰則として、(720° 回転)の罰則が適用される。
- 18、レース旗
レース参加艇はレース旗を予告信号からレース終了まで、もしくは棄権するまで艇体に掲揚しなければならない。
- 19、レース艇の義務
乗組員はライフジャケットを着用しなければならない。
レースを棄権した艇は、直ちにレース旗をおろし、速やかに本部艇に報告しなければならない。
- 20、レース委員会(レース本部)の所在
レース委員長　山内　厚
レース副委員長　竹内　計人